

平成 23 年 6 月 23 日
情報連携基盤技術ワーキンググループ構成員
株式会社大和総研ビジネス・イノベーション
池田大造

情報連携基盤技術 WG 意見

1. 番号制度の導入に伴う民間事業者への影響について

番号制度の導入に伴い、付番関係機関、情報連携基盤、情報保有機関といった公的機関だけではなく、民間事業者においても対応が必要と想定される。

例えば、民間事業者が源泉徴収義務者として年末調整書類等を税務当局に提出する際、従業員一人ひとりの「番号」の記載が求められることや、金融機関が法定調書を税務当局に提出する際、一定以上の取引のある顧客一人ひとりの「番号」の記載が求められることなどが想定される。具体的には、2014 年 6 月以降、「番号」が対象となる個人に通知されてから、企業は、法令に基づいてその従業員や顧客の本人確認を行った上で「番号」の告知を受け、真正性を確保しつつ、正確に税務当局への提出書類に反映させなければならない。(なお、本対応が必要な民間事業者には、個人情報保護法上の個人情報取扱事業者から除外される 5,000 件以下の個人情報を保有する事業者も含まれることに留意する。)

「番号」の付番対象は全ての日本国民及び外国人住民であり、番号制度対応が必要な民間事業者の数も相当数であるため、膨大な事務処理が制度導入時に発生することを想定する必要がある。多くの企業の給与事務、金融機関の顧客管理事務についてはシステム化されていることから、システム改修等の対応も発生することが想定される。また税務以外に、社会保障(医療・年金・介護・健康保険・労働保険等)関係事務でも同じような制度導入時の対応が発生し得る。

現段階では、民間事業者にとって、どの分野で、いつまでに、どのような対応が求められるのか、対応が義務的なのか、選択的なのかは明確でない。これについてはもちろんそれぞれの制度を所管する府省で主体的に検討すべきことであり、社会保障・税番号大綱の策定後に検討が大幅に進むことが想定されるが、府省横断的な検討も必要と考えられ、今後の情報連携基盤技術ワーキンググループでも十分に意識すべきではないか。その観点から、今後は情報連携基盤技術ユーザーサブワーキンググループと連携した検討も行うべきではないか。

特に、このような国家的な取り組みにおいては、基本的な計画を立て、早期にそれを示すことが有効である。制度所管府省(情報保有機関)の検討内容を踏まえて、基本的な計画の大枠を大胆かつ慎重に立案し、制度運用開始時期等のフィージビリティについて現実主義に立脚した確認を行い、できるだけ早期に民間事業者側にも開示すべきではないか。

2. 論点や課題の検討順序について

これまで、情報連携基盤技術ワーキンググループにおいても多くの論点が提示され、検討が繰返されてきた。今後は、社会保障・税番号大綱や、番号制度開始・「番号」利用開始等の時期を踏まえ、検討事項の優先順位を技術面、制度面、期間、費用など様々な観点から整理し、優先順位に基づいた検討をすべきではないか。

以上